

## 改憲手続法の施行に抗議し、同法の廃止を求める決議

1 2010年5月18日、改憲手続法（日本国憲法の改正に関する法律）が施行された。

2007年5月18日に公布された改憲手続法は、明文改憲を唱えた安倍晋三首相（当時）が、国民的な批判・反対の声を無視し強行採決により成立させたものである。改憲手続法は、「公正中立な手続法」ではなく、「9条改憲のための手続法」として企図されたものであるが、その後行われた2007年7月の参議院選挙、2009年8月の衆議院選挙では、「自主憲法制定の早期実現」を掲げた自民党が惨敗し、改憲路線は二度にわたって国民の断罪を受けた。

改憲手続法の公布から今日まで3年もの間、憲法審査会も開かれてこなかったのは、このように改憲路線が国民の意思に反していることが明らかであったからである。

自由法曹団は、国民の意思に反して強行採決され、国民から拒絶された改憲手続法が施行されたことに強く抗議する。

2 これまで自由法曹団は、改憲手続法にはこのまま施行されることなど到底許されない重大な問題点が含まれていることを、再三にわたって指摘してきた。

具体的には、①最低投票率の定めがない、②公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれている、③有料意見広告が野放しにされている、④改憲を発議した国会の広報協議会による改憲案のPRが無制限に認められるなどである。これらの問題点は、憲法の改正権者が主権者たる国民であることを看過した重大な欠陥である。衆議院で3つの附則と参議院で18項目もの附帯決議が付され、問題点の再検討や法整備が義務づけられたことは、改憲手続法が「未完成の欠陥法」であり、そのまま施行することに耐えられない法律であることを示している。

しかも、国会はこれらの附則及び附帯決議によって、法整備や再検討を自らに対し義務づけたにも関わらずこれを怠り、欠陥法を治癒する機会を自ら放棄した。「18歳投票制」（附則第3条）、「国政問題国民投票制」（同第12条）など、国民主権や我が国の民主主義のあり方に関わる重要な問題についての国民的な議論も全く進んでいない。公務員の国民投票運動の制限（同第11条）について、本年3月の東京高裁による国公法違反・堀越事件の無罪判決を踏まえた検討も全く行われていない。同月に開かれた自民党の憲法改正推進本部の会合では、衆院法制局の担当者が、必要な法制上の措置で何らの議論もなされていない現状は法の予定していない状態であるとの発言をしたと報道されている。

3 改憲手続法の存在は、改憲路線を断罪した国民の声に背を向けるものであると同時に、国会が附則及び付帯決議で自らに課した義務に対する違反行為に他ならず、国民に対する二重の背信行為の象徴である。

かかる改憲手続法を直ちに廃止することこそ、国会の責任である。

自由法曹団は、憲法改悪のために成立した改憲手続法施行に強く抗議し、同法の廃止を求めるとともに、改憲を阻止するために全力を挙げてたたかうものである。

以上、決議する。

2010年5月24日

自由法曹団2010年5月研究討論集会